

仕 様 書

1 委託業務名

三重県人口減少実態等調査分析業務

2 業務の目的

三重県は、令和5年8月に「三重県人口減少対策方針」を策定し、令和5年度から令和8年度までの取組方向を位置づけ、エビデンスに基づく人口減少対策をすすめている。

本業務は、三重県における人口・移動に関するデータや資料の収集・分析を行うことで、人口減少の実態やその要因を明らかにし、今後の取組や次期「三重県人口減少対策方針」の策定に活用することを目的とする。

3 業務の内容

以下に掲げる作業を実施すること。なお、分析についてはデータに基づいた定量的な分析手法をとることを基本とする。しかし、定量的な分析が困難な場合もしくは定性的な分析が適している場合は、適切な分析手法を提案し、実施すること。

(1) 社会減に関するデータの更新

三重県は、令和6年度「三重県人口減少対策調査分析業務」において、「住民基本台帳人口移動報告（令和5年）」のデータに基づき、転入出数（地域別、年代別等）の分析を行った。

本委託業務では、「住民基本台帳人口移動報告（令和6年）」のデータへの更新（最新化）を行うこと。

○最新化を行うもの

(1) 令和6年度「三重県人口減少対策調査分析業務」報告書

└ 4. 社会減に関する要因分析 P.156～222

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001193669.pdf>

(2) 県内29市町毎の、社会動態（転出入）の状況

（別添「市町別社会動態（転出入）データ（津市の例）」を参照）

└ ア 転入数・転出数・転出超過数の推移

イ 年齢5歳区分別の転入数・転出数・転出入超過数

ウ 主な転入・転出先市区町村と当該市区町村との転出入超過状況

(2) 国勢調査マイクロデータを用いた転入出者の属性分析

三重県は、令和4年度「三重県人口減少実態調査・要因分析業務」において、「国勢調査マイクロデータ（平成27年）」に基づいた分析を行っている。当業務では、「東京圏・関西圏・中京圏」の3都市圏から三重県への転入者について、県内5地域別（北勢、中勢、南勢、伊賀、東紀州）に属性（家族類型、年齢、就業状況等）の分析を行った。

本委託業務では、「国勢調査マイクロデータ（令和2年）」への更新（最新化）を行うとともに、令和4年度「三重県人口減少実態調査・要因分析業務」の分析結果との比較分析を行うこと。

○最新化を行うもの

令和4年度「三重県人口減少実態調査・要因分析業務」分析報告書

ⅢⅥ. 追加分析（国勢調査マイクロデータによる転入者の属性分析） P. 88～123

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001053929.pdf>

更に、「国勢調査マイクロデータ（令和2年）」に基づき、三重県からの転出者に関する分析を新たに行うこと。

なお、公的統計マイクロデータの利用（統計データの二次的利用）にかかる申請書類等の作成も行うこと。

(3) 若者の定住促進及び流入・Uターン促進に向けた調査の実施及び分析

三重県の転出超過数の約8割が15歳～29歳の若者で、その転出の要因は進学または就職によるものと推察されており、若者の定住促進及び流入・Uターン促進は、三重県の人口減少対策における大きな課題と認識している。

そうした中、三重県は、令和3年度～令和6年度に、就職を控えた高等教育機関の学生を対象にした、就職に関するアンケート調査を実施してきた。なお、詳細は次頁の（参考）のとおりである。

本委託業務では、これまでのアンケート調査結果もふまえ、今後の効果的な取組を検討することを目的とした、「若者の定住促進及び流入・Uターン促進に向けた調査及び分析」のために以下ア～エの業務を実施すること。

- ア 調査対象の検討
- イ 調査内容（設問、手順）の設計
- ウ データの収集（アンケートの実施等）
- エ 結果の集計・分析

※ただし、「ウ データの収集（アンケートの実施等）」については、三重県電子申請・届出システム（WEBアンケートフォーム）を利用することも可能とする。

※三重県側で、回答者に対する謝礼（Amazonギフトカード1,000円分を100名）の抽選及び送付の実施を想定している。また、学生を対象に実施する場合には、三重県側で、学校への協力依頼を行うことを想定している。

※学校へ協力依頼した場合には、協力校に対して結果報告書を送付することを想定している。よって、協力校に向けた報告書を作成すること。なお、必要に応じて、分析内容を含んだ報告書とは別に作成すること。

(参考)

三重県は、令和3年度～令和6年度に、県内高等教育機関の学生及び県外大学等の三重県出身学生のうち最終学年の者を対象とした、就職状況等を把握するためのアンケート調査を実施してきた。令和6年度には、複数年分の結果データから、性別、県内5地域別、県外都市圏別、各高等教育機関の学部・学科別等の傾向や施策等の分析を行っている。

○令和6年度「三重県人口減少対策調査分析業務」報告書

└ 6. 「学生への就職に関する調査（アンケート）」結果の分析 P. 257～340

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001193669.pdf>

(4) 出入国及び外国人の移動に関する分析

三重県における、出入国（日本人・外国人）の移動や在留外国人の国内移動について、各種統計調査等を基に、地域別、性別、年齢別、就業状況、居住年数や世帯の状況等によりその状況を新たに分析すること。

(5) 人口や移動に関する各種統計データ等の整理

人口（推計を含む）や移動に関する各種統計データ等の収集及び整理を行うこと。

(例) ・各種統計データ算定方法の違いの整理

・既出数値（特定技能制度の受入れ見込数）の整理

(6) 三重県との協議・調整

本委託業務を進めるうえで、定期的（一月に2回程度）に打ち合わせ協議（オンライン可）を行うものとする。なお、打ち合わせごとに議事録を作成し、速やかに三重県へ提出すること。

4 業務に用いる資料

業務に用いる資料については、国及び三重県が公表している資料及び、三重県から個別に提供する資料とし、協議のうえ決定する。また、その他業務の目的達成のために必要な資料があれば提案し協議すること。

【業務に用いることが想定される資料】

- ・ 国立社会保障・人口問題研究所 「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」
- ・ 総務省 「国勢調査」、「住民基本台帳人口移動報告」
- ・ 法務省 「出入国管理統計」、「在留外国人統計（旧登録外国人統計）」
- ・ 厚生労働省 「「外国人雇用状況」の届出状況」
- ・ 三重県 「三重県人口減少対策方針」
- ・ 三重県 令和4年度「三重県人口減少実態調査・要因分析業務」報告書及び成果品
- ・ 三重県 令和6年度「三重県人口減少対策調査分析業務」報告書及び成果品
- ・ 三重県 「外国人住民国籍・地域別人口調査」
- ・ その他、必要な資料

5 履行期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

6 成果品

次に掲げる成果物を三重県に提出すること。なお、報告書の取りまとめにあたっては、三重県と協議を行うこと。

- (1) 三重県人口減少実態等調査分析業務報告書（A4判） 8部
- (2) 当該業務の遂行過程で取得し、または作成した資料 一式
- (3) 上記（1）～（2）にかかる電子データ 一式

7 業務遂行体制

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員について書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

8 その他

- (1) 仕様書に記載のない事項については、三重県との協議により決定する。
- (2) 必要に応じて報告書を作成し、進捗状況を報告するものとする。
- (3) 業務における成果品およびデータ等を含むあらゆる制作物については、三重県が著作権を持つものとする。
- (4) 全てのデータについて出典を明示するとともに、電子データについては今後の更新が容易となるよう配慮すること。
- (5) 本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

9 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 発注者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害を生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (2) 受注者が、（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずる。